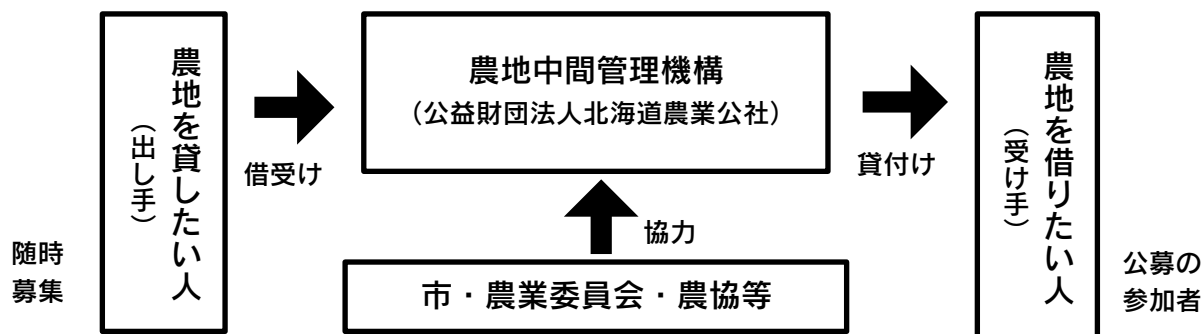


農地中間管理事業のご案内

農地の賃借に農地中間管理機構を活用しませんか？

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（北海道では北海道農業公社）が農地所有者から農地を借受け、農業経営の規模拡大あるいは農業への新規参入を希望される方に必要な農地をできるだけ集約して貸付けることを目的に実施する事業です。機構は、信頼できる農地の中間的受け皿となる機関です。



農地をお持ちの方へ

札幌市では、農地の借受け希望に対して農地の出し手が不足しています。農地を貸したい方、機構を活用してみませんか？

機構は公的機関なので、安心して農地を貸付けられます

賃借料は機構が
お支払いします

契約期間満了後、
農地はお手元に戻ります

要件に合致すれば
機構集積協力金*が交付されます

機構集積協力金の主な交付要件は以下のとおりです。

機構集積協力金	経営転換協力金
	対 象：機構に農地を貸すことで、経営転換またはリタイヤする農業者 主な要件：所有する全ての農地を10年以上の期間で機構へ貸し、受け手へ貸付けられること
機構集積協力金	耕作者集積協力金
	対 象：機構の借受地に隣接する農地を、自ら耕作する所有者 または機構へ貸す前に借りていた耕作者 主な要件：対象となる農地を10年以上の期間で機構へ貸し、受け手へ貸付けられること

農地をお探しの方へ

農地中間管理事業を活用したい方は、借受け希望者の公募にご参加ください！

農業経営の規模拡大、農地の集約化及び農業への新規参入を希望されるときは、ぜひ機構の活用をご検討ください。

農地の借受けを希望される方は、公募期間内に「借受希望申出書」を札幌市農政課へお送りください。公募は5月と9月（1月に追加公募の年あり）に行われ、申出は5年間有効です。

公募の詳細や申出書の様式は、北海道農業公社のホームページにてご案内があります。

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406